

会員サービス委員会 会員講演会 駐在員が“最低限”知っておくべき シンガポール法務・リスク対応の実務 開催報告

開催日時	2026 年 4 月 9 日（木）15:00～17:00
会場	オンラインセミナー
対象	全部会

参加人数 113 名	アンケート回答人数 65 名	満足度 98.4%	大変満足 28 名 満足 36 名 どちらでもない 1 名
----------------------	--------------------------	---------------------	-------------------------------------

開催概要

この度、LOTUS LAW LLC より講師をお招きし、標記テーマにて、会員講演会を実施いたしました。当日は、合計 113 名の方にご視聴をいただきました。

講演会は駐在員が直面しやすい法的リスクの全体像をご説明いただいた後、契約法の基本、債権管理・未回収リスクの実務、雇用・人事対応、ハラスメント対応、贈収賄規制、個人情報保護法（PDPA）など、限られた時間ではございましたら、幅広いテーマを網羅的に取り上げていただきました。今回は、新たに着任された方のみならず、特定テーマの情報整理を希望された方や、今後社内制度の整備を検討されている方などにもご参加いただきました。特にハラスメントに関するフィードバックが多く寄せられました。

質疑応答では多くの質問が出され、皆様の関心の高さがうかがえました。講師の三好様には一問一問丁寧にご回答いただきました。改めまして、講師を務めていただいた三好様、そしてご視聴いただいた会員の皆さまに心より御礼申し上げます。

資料の一部

なぜこのテーマが重要か

駐在員の法務リスクは、専門分野として出るのではなく、日々の業務の中で、突然、現場判断の問題として表面化することが多い。

- よくある「危険な思い込み」
- 「日本の雛形契約書で大丈夫」
 - 「簡単に解雇して大丈夫」
 - 「グループ会社内の共有だから個人情報情報は問題ない」
 - 「本社の指示から自分個人は責任を問われない」
 - 「贈収賄は自分には関係ない」

シンガポールでは、悪意があったかどうかではなく、日本と同じ感覚で進めたこと自体が問題になるケースが多い。

LOTUS LAW

講師 三好様



参加者の声

「4 月からの新赴任者であり、タイミング的にもとても参考になる内容でした、ありがとうございました。」

「実務的な内容をレクチャー頂き、契約や請求に関わる部分で悩むことも多いので、大変参考になりました。コンパクトに要点をまとめて頂いて有益でした。」

「日本の意識で判断しない、運用しない、行動しないということは、理解しているつもりでしたが、改めて日頃から留意していきたいと思います。」

「シンガポールでは判例主義、また契約書等明文化の重要性について」

「ハラスメントについて、日本とは意識も行動力も違う、というお話が大変印象に残りました。」

「シンガポールが先進国で最も解雇が容易というインプットを改める必要があると感じました。」